

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和元年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県西駒郷	住所 電話 ホームページ	駒ヶ根市下平2901-7 0265-82-5271 http://www.cek.ne.jp/~nishikoma/
-----	--------	--------------------	--

2 施設の概要

設置年月	昭和43年4月	根拠条例等	長野県西駒郷条例
設置目的	知的障がい者の福祉を図ることを目的として、知的障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、訓練その他の便宜を供与する。		
施設内容	障害者支援施設()内は指定事業所の定員 ・施設入所支援(107人) ・短期入所(併設型2室、空床利用) ・日中活動支援(生活介護(160人)、自立訓練(10人)、就労移行支援(6人)、就労継続支援A型(20人)、B型(54人) ・特定、一般相談支援事業		
利用料金	障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成16年度	直営(一部業務委託)	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成17年度～20年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成21年度～25年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成26年度～30年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
選定方法	非公募		

5 指定管理料(決算ベース)

令和元年度(A)	平成30年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ) ※指定修繕料を除く
255,386 千円	282,625 千円	▲ 27,239 千円	
	増減理由	全体経費の見直し	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利用に関する業務 ・ 利用者に対する法第5条第7項、第8項、第10項、第12項から第14項まで及び第19項から第23項までに規定する便宜の供与 ・ 利用者に対する法第5条第16項に規定する援助 ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	192	193	194	193	194	196	193	192	190	191	192	193	2,313
平成30年度(B)	200	196	192	192	192	192	193	193	190	189	189	190	2,308
(A)/(B)	96.0	98.5	101.0	100.5	101.0	102.1	100.0	99.5	100.0	101.1	101.6	101.6	100.2
増減要因等	通所利用者(就労A)の増												

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	50,003	59,460	55,370	55,596	54,022	55,239	58,096	54,620	54,825	53,285	52,516	56,452	659,484
平成30年度(B)	54,457	56,185	55,891	53,982	54,658	50,867	58,380	54,520	54,178	51,224	48,762	55,857	648,961
(A)/(B)	91.8	105.8	99.1	103.0	98.8	108.6	99.5	100.2	101.2	104.0	107.7	101.1	101.6
増減要因等	利用者の増、連休中の帰省する利用者の減、閉日による営業日の増												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和元年度(A):366日		無	
平成30年度(B):365日			

(様式2)

(5) サービス向上のため実施した内容

- ・強度行動障害者への適切な対応を行うため、外部から専門講師を招き、研修会を9回(年)実施した
- ・強度行動障害者を受入れている施設に職員を長期(5か月)派遣をし、実務経験を積ませた
- ・入所者の地域移行を促進するため、敷地外に生活の場所を確保し、自立に向け支援を行った
- ・短期入所について、従来の空床型に加え併設型(2床)を開設

(6) その他実施した取組内容

- ・駒ヶ根市地域見守りネットワークに参加し、生産物を移動販売する折に、地域見守り活動を行った。
- ・地域、他団体が実施するイベント等に出店、参加し、商品の販売とともに参加者の皆さんとの交流を深めた。
- ・宮田村の大久保区と緊急時の対応などの確認を行った。
- ・地域に開かれた「西駒郷」を目指し、地域の住民が参加できる絵画教室を開設(11月～ 毎月第2土曜日)
- ・利用者との交流を深めるために、駒ヶ根市立東中学校の生徒と創作活動を行った

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

利用者・家族の声

- ① 工夫はされていますが、施設の古さ、手狭さの改善を望みます。
- ② 一部の利用者により他利用者に及ぼす行動について迅速に対応願いたい
- ③ 風呂の湯が温い。入浴の回数を増やして欲しい。時間に制約がある
- ④ 支援計画が難しい。

対応状況

- ① 大規模な修繕は計画的に行う必要があります。利用者の方が生活しやすいように改修をすすめていきます
- ② 利用者さんは様々な特性を持っています。利用者の皆様が安心して生活できるよう努めて参ります
- ③ 季節よっての温度設定しています。時間を経ると温くなってしまふこともあるので、温度が保てるよう努めます。回数、時間については多くの利用者が同じようにするため、我慢していただかなくてはならないこともありますが、要望に応えられるよう努力をしたい
- ④ イラストなどを用いてわかりやすい表現に変えていきたい。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書、仕様書及び年度計画に基づき、施設の設置目標に沿った管理運営を実施。	・協定書、仕様書及び年度計画書に基づき、適正に運営が行われている。	B
平等な利用の確保	・市町村及び地域の相談支援事業所が実施する支援が必要な方のケース会議に参加することで現状把握とともに情報の共有を図っている。 ・現状の生活の継続が困難である方の入所(短期入所含)の相談を受けた場合は、施設内調整会議において受け入れの可否を判断することで平等な利用の確保に努めている。	・開催されるケース会議に参加し、利用者の現状把握に努めている。 ・入所受入の可否について、個々の事情など施設全体で総合的に判断するようにしている。	B
利用者サービス向上の取組	・強度行動障がい者への適切な対応を行うため、外部から専門講師を招き、研修会を9回(年)実施した ・利用者の高齢化、障がいの特性に合わせた日中活動を行うため、音楽、絵画などの芸術活動を積極的に取り入れた。 ・苦情解決委員会の第三者委員が直接利用者の意見や思いをきくため、昨年度に引き続き毎月1回、わーく宮田及びわーく西駒で交流を行なった。 ・顧客満足度調査を実施し、概ね「満足」の結果が得られた。今後ともサービスの質の向上を図り、利用者へ提供していきたい。	・利用者の高齢化や障がい特性に合わせた日中活動を取り入れるなど工夫を行っている。 ・苦情解決委員に毎月来所していただいたり、利用者等に満足度調査を実施するなどサービス向上に取り組んでいる。	B
職員・管理体制	・支援員の力量を見極め、臨時職員を正規の職員に登用した ・強度行動障がい者を受入れている施設に職員を長期(5か月)派遣をし、実務経験を積ませた	・施設に外部講師を招いた研修や長期派遣研修の実施など、職員の質の向上を図っている。	B
収支状況	・収入額: 968,473千円 ・支出額: 940,520千円 ・収支差額: 27,953千円	・概ね適正な収支状況である。	B
総合評価	仕様書や協定書に沿い質の高いサービスの提供に努めた。そのために、施設整備を行うとともに職員研修を積極的に行い人権や障がい特性に配慮したサービス提供の徹底を図った。	・概ね仕様書棟に沿った適正な事業運営が行われている。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none">・利用者の高齢化、障がい特性に応じたサービスの提供・質の高いサービスを提供できる組織体制と専門性を有した職員の育成・福祉職場と他業種との条件格差による人材確保の難しさ・老朽化した建物・設備の改修等に係わる計画的な整備とそれにとまなう財政支援・新型コロナ感染症に適切に対応できる施設、設備及び必要な物品の確保と支援の方法の検討	<ul style="list-style-type: none">・利用者が将来望む暮らしを実現できるよう引き続き努力する必要がある。・障がい特性に応じた適切なサービス提供ができるよう人材育成と確保に引き続き取り組む必要がある。・施設老朽化により維持費負担が大きくなるとともに、施設面でのサービス水準の低下が指摘されている。・新型コロナウイルス感染症を発生させないよう、日頃から利用者の健康状態に留意し、職員のマスク着用、うがい手洗いの励行など適切な感染防止策の徹底をお願いしたい。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課